

米兵による少女連れ去り及び性的暴行事件に対する意見書

昨年 12 月、嘉手納基地所属の米空軍兵長が沖縄本島中部の公園で 16 歳未満の少女を連れ去り、同意なく性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐と不同意性交の罪で、3 月 27 日付で起訴されていたことが新聞報道により分かった。3 月の起訴時点で事件を把握していた外務省は米国側に抗議を済ませた一方、沖縄県には 6 月 25 日に報道があるまで知らされていなかったことも明らかになった。

那覇地検が同 27 日に起訴し、日米地位協定に基づき身柄は起訴後に日本側へ引き渡された。日米地位協定では、公務外の米兵犯罪で身柄が米軍側にある場合、日本側が起訴するまで米軍が管理下に置くと定められている。その後 1995 年の日米合同委員会で殺人や凶悪犯罪に関しては起訴前の身柄引渡しについて米側が「好意的な考慮を払う」と見直されたものの、今も決定権は米国にあり、日米地位協定の抜本的見直しが必要であると言わざるを得ない。

よって、本市議会は、今回の事件に対し満身の怒りを込めて抗議するとともに、事件・事故の実効性ある再発防止に向けて下記のとおり強く要求する。

記

- 1 被害者へ誠意ある対応及び丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 2 市民・県民が安心して生活することができるよう、厳格で実効性のある再発防止策を講ずること。
- 3 外務省及び沖縄県警察は沖縄県に対して事件発生後、速やかに報告を行うこと。
- 4 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 2 日

沖縄県名護市議会

宛先 外務大臣、防衛大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長、
沖縄県警察本部長